

平成29年3月15日

四万十町議会議長 酒 井 祥 成 様

四万十町議会懲罰特別委員会(第2号)

委員長 堀 本 伸 一

審査結果報告書

平成29年3月14日付で、四万十町議会会議規則第111条第1項の規定により、懲罰の審査の付託を受けた件について、次のとおり報告します。

記

1. 懲罰審査対象の議員 西 原 眞 衣

2. 懲罰審査請求の対象となる理由

平成29年3月14日、本会議において、西原眞衣議員に対し地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を求める。

3. 審査の結果

議会の意思決定に基づき、西原眞衣議員に対し「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科すことに決定した。

再懲罰は、秩序維持・品位の保持に反したので、3月15日から3月17日まで3日間の出席停止とする。

なお、審査委員会の設置・経過等、詳細は次のとおりである。

1. 懲罰特別委員会(第2号)の設置

本委員会は、平成29年3月14日付で、町議会議員8人の連署により、西原眞衣議員に対し再懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会(第2号)が設置された。

その後、8人で構成する「四万十町議会懲罰特別委員会(第2号)」を同日招集し、委員長・副委員長の互選を行った。

2. 審査の経過

本委員会は、平成29年3月14日、本会議において、議会の意思決定として、西原眞衣議員に対し地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科すべきかの審査を行った。

第1回懲罰特別委員会(第2号) 平成29年3月14日(火) 8人全員出席

審査の内容を確認し、全員が審査することを適当と判断した。

その後、再度の懲罰に科すべきか否かを諮り、懲罰を科すべきと全会一致で可決した。

次に、どの懲罰を科するのかの審査を行った。まず、地方自治法第135条第1項に規定する「懲罰の種類」について、事務局長より説明を求めた後、協議を行い「3日間の出席停止」の懲罰を科すべきと、全会一致で可決した。

3. 審査の結果

議会の意思決定に基づき、西原眞衣議員に対し地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科することとした。

再懲罰は、秩序維持・品位の保持に反したので、3月15日から3月17日まで「3日間の出席停止」と決定した。